

動物検疫所中部空港支所交渉（全農林動検分会）

議事要旨

1. 日 時：2016年5月12日（木）12：00～12：15

2. 場 所：動物検疫所中部空港支所会議室

3. 出席者：動物検疫所中部空港支所
全農林労働組合動検分会

大塚支所長
小川次長
我妻庶務課長
夏目委員長
野中書記長
藤岡財政部長

4. 議題：2016春闘要求書回答交渉
(全農林労働組合動検分会提出 別添「要求書」)

5. 議事概要

○我妻庶務課長

ただいまから、全農林からの要求に基づく交渉を始める。

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規程に基づき、5月6日に実施した予備交渉において取り決めた事項を報告する。

全農林動検分会から提出された要求事項のうち「新たな労使関係の構築に関する基本方針について」第3の1の(3)に定められた要件を満たし、交渉対象とする事項は、「3 労働諸条件の改善について」の「(1)の超過勤務縮減の部分、(2)、(4)、(5)の公用車の安全対策の部分、(6)、(7)の育児に関する職場環境の整備の部分、(8)」、「4 人事評価について」、「5 福利厚生施策の充実について」とし、他の事項については、管理運営事項等に該当することから要望事項として整理しているので、これを前提として交渉を行う。

○夏目委員長

本日は昼休みの貴重な時間を分会の要求事項に対する交渉について時間を設けて頂いたことに感謝を申し上げる。

さて、動物検疫所においては、LCC航空便の増加、農林水産物の輸出迅速化、輸出力センターの設置、探知犬導入、深夜・早朝便への対応など、水際検疫体制の強化に伴う業務量が大幅に増加している中、職員においては、我が国の畜産の振興・公衆衛生の向上を図るため、日夜、職務に邁進しているところである。

2016年度の予算・定員では、一定の増員要求が認められたが、抜本的な要員不足の解消には至っておらず、引き続き、動検当局の尽力を要請する。

今回、取りまとめた要求事項においては、切実かつ喫緊の課題であることを理解い

ただき、課題解決に向けた誠意ある対応を要請する。
それでは、要求書を提出する。

(大塚支所長と要求書を手交。)

○野中書記長

要求書の趣旨を説明する。

今般、取りまとめた要求内容は、円滑な業務運営の実施はもとより、安心して働き続けられる職場を確立するためには、重要な事項である。動物検疫所中部空港支所当局におかれでは誠実な対応を要請する。

まず、1点目は、超過勤務の縮減についてである。

現在、動物検疫所中部空港支所における、定員配置状況から、さまざまな部署において超過勤務が発生している状況にあると考えるが、勤務時間管理や事前命令は徹底されているのか、また、超過勤務が一部の者に集中するような偏った超過勤務実態となっていないのか伺う。その上でそういった実態があるのであれば、管理職のリーダーシップにより、業務の平準化に努めるよう要請するとともに、超過勤務縮減に向けた抜本的な対策を行うよう要請する。

2点目は、働きやすい明るい職場の確立についてである。

業務を遂行する上で、業務優先の対応は理解するものの、過度な対応は、職場の雰囲気を壊すものであり、ましてやその姿勢がハラスメントにつながっていないのか、懸念されるところである。動物検疫所中部空港支所当局においては、節目において啓発を行い、明るい職場づくりを要請する。また、職員の健康管理やメンタル対策及びワーク・ライフ・バランスに資するため、年次休暇はもとより、各種休暇が取得しやすい職場環境の整備を併せて要請する。

3点目は、人事評価制度についてである。

評価制度の適正な運営にあたっては、職場の人間関係に大きく関係するところであり、信頼関係なくして評価制度の運営は成り立たない。評価に対する被評価者の理解と納得が重要であることを改めて申し上げる。

以上、要求書の趣旨について申し上げ、動物検疫所中部空港支所当局の見解を伺う。

○大塚支所長

「3の(1)超過勤務の縮減等」については、管理職員による事前命令の徹底等の実効ある縮減対策の取組を進めているところである。今後とも、定期的に超過勤務縮減の取組の検証を行うなど、適切に対応してまいりたい。

「3の(2)セクハラ・パワハラの防止策の徹底等」については、人事院が作成した「パワー・ハラスメント」を起こさないために注意すべき言動例（通知）及び防止ハンドブックが職員掲示板に掲載されていることを職員に周知するなど、その防止に努めているところである。

また、セクシャルハラスメント防止については、防止週間において、掲示板に各種通知と併せて掲載する等の周知を行い、セクハラの防止及び排除のための措置を

講じているところである。

相談体制については、パワハラやセクハラに起因する問題が生じた場合に限らず、日常的な苦情等の相談に応じ、助言・指導等の措置を講じるための体制（苦情相談員についても掲示板に掲載して周知するなど）を整備しており、引き続きセクシャルハラスメント、パワーハラスメントのない職場になるよう努めてまいりたい。

「3の（4）国家公務員宿舎の確保」については、宿舎の削減により対応の難しい課題も多いと認識しているが、公務員宿舎は、職員の仕事と生活の基盤となる重要な事項であることから、国家財政事情や公務員に対する厳しい視線を考慮した上で、引き続き、真に公務のために必要な宿舎が確保できるよう、関係機関に要望してまいりたい。

また、職員から要望がある場合には、近隣の不動産業者の紹介や賃貸住宅等の情報を提供してまいりたい。

「3の（5）官用車の機能向上などの安全対策の強化」については、官用車は動物検疫業務において必要不可欠であることから、職員に安全運転の励行を促すなど、安全対策に万全を期すよう引き続き努力してまいりたい。

なお、本省において、交通事故の軽減に必要な機能向上等を図るため、衝突被害軽減ブレーキ等の安全装置を搭載した車両について、今後の普及状況等を勘案しながら導入を検討することとしている。

「3の（6）及び（7）の年次休暇や育児休業等の取得しやすい職場環境整備」については、年次休暇や夏期休暇等の計画的使用促進のために所内会議の場において啓発を行っているところであるが、引き続き休暇が取得しやすい職場環境づくりに努めてまいりたい。

また、動物検疫所では女性職員の割合が年々増加していることから、女性が働きやすく、育児や介護等と両立して活躍できる職場環境についても、引き続き努力し進めてまいりたい。

「3の（8）の管理者と職員とのコミュニケーション」については、各職場において、所内ミーティング等を開催して日頃から管理者と職員とのコミュニケーションを図っているところであるが、引き続き管理者が率先して職員とのコミュニケーションを図り、風通しの良い明るく働きがいがあり、業務が円滑に行えるような職場環境づくりに努めてまいりたい。

「4 人事評価制度」については、人事評価の期首・期末面談にかかわらず、日常的な指導・助言やコミュニケーションについては、所内の意識の共有や業務改善等につながるほか、職場の実情を把握する上で最も重要な手段であると認識している。

今後も、日常のコミュニケーションを奨励し、十分理解が得られる人事評価となるよう尽力してまいりたい。

人事評価の実施に当たり、評価者については、制度官庁が主催する評価者研修に可能な限り多く参加させるとともに、当省主催の管理者研修においても、評価制度や評価結果の活用について指導してきているところである。また、評価結果の活用方法については、各職員に対して昇任・昇格等に活用される重要な事項である旨機会を捉えて周知しているところであるが、引き続き、評価制度等への理解が深まるよう努めてまいりたい。

「5 福利厚生施策の充実」については、心の健康に問題のある職員の早期発見・早期対応のため、職場内の相談体制を整備し、職員の健康管理には十分注意を払い、必要な指導等を行っているところである。引き続き健康管理に万全を期すとともに、常日頃から部下と十分コミュニケーションを図り、専門家による支援が必要ではないかと感じた場合は積極的に外部の専門機関に相談できる体制を整備し、職場と専門家が連携して対応することとしているところである。また、職場に復帰する際には、人事院の「試し出勤」制度を一層活用し、職場復帰に関する不安を緩和してから復帰するよう努めるとともに、円滑な職場復帰のための面談と再発防止のための職場復帰計画を作成し、復帰の支援を着実に実施することとしているところである。

職員のメンタルヘルス対策は円滑な業務運営の観点からも重要な課題であり、引き続き所内関係者と連携しながら対応してまいりたい。

以上です。

○夏目委員長

回答に感謝申し上げる。

平成28年度に入り、適正な業務運営を図るために、職員とのコミュニケーションを深め、明るい職場づくりに動物検疫所中部空港支所当局として尽力するよう改めて要請する。

最後になるが、2016年4月以降の業務運営について、各職場において改めて点検を行い、課題・問題点等あれば、各級段階で要望や要求を上げていくこととしているので、動物検疫所中部空港支所当局として誠意もって対応頂くよう要請する。

○我妻庶務課長

以上をもって交渉を終了する。

15全農林動検要求第1号
2016年5月12日

動物検疫所中部空港支所
支所長 大塚誠也 殿

全農林労働組合動検分会
委員長 夏目和良

要　求　書



動物検疫所に関わる事務・事業は、食の安全・安心、消費者の信頼確保に向け、水際検査を的確に実施し、海外からの家畜の伝染性疾病や人獣共通感染症の侵入等を防止するため、その重要性はますます高まっています。

一方、検疫体制の強化に伴う定員要求は行われているものの、業務量に見合う人員配置となっていないことから、慢性的な超過勤務が発生しており現場で働く組合員の労働条件は厳しさを増しています。

このため、私たちは、農林水産行政の円滑な推進と組合員の生活と労働条件を改善するため、下記のとおり要求事項を取りまとめました。

貴職におかれでは、下記事項の解決に向け特段の努力をされるよう要求します。

記

1 2017年度予算概算要求、組織・定員要求について

(1) 動物検疫の円滑な遂行に必要な予算を確保すること。また、水際対策の強化に必要な広報活動を充実すること。

(2) 家畜伝染病予防法に基づく質問票の配布・回収体制の強化、格安航空(LCC)の新規就航、検疫探知犬の導入など、増加する業務量に見合った定員を確保すること。

2 有資格者全員が昇格できる定数確保を基本に、級別定数の拡大、昇格基準の緩和、高位号俸者の昇格改善を図ること。

(1) 行政職(一)の3級、4級定数を拡大すること。

(2) 専門行政職の3級、4級定数を拡大すること。

(3) 行政職(二)の部下数制限を撤廃し、昇格改善を図ること。

3 労働諸条件の改善について

- (1) 動物検疫所中部空港支所として、厳格な勤務時間管理体制を確立し、事前命令の徹底、実効ある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。
また、超過勤務手当については全額支給すること。
- (2) 動物検疫所中部空港支所として、セクシャルハラスメント、パワーハラスマントを根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。
- (3) 人事異動にあたっては、組合員の希望を尊重するとともに、理解と納得の上で行うこと。
- (4) 円滑な業務遂行に必要な公務員宿舎を確保すること。また、異動に伴う宿舎を早期に決定するとともに、職場に近い宿舎を確保すること。
- (5) 動物検疫所中部空港支所として官用車の機能向上などの安全対策に万全を期すこと。また、官用車出張に伴う移動時間の超過勤務については、同乗者も超過勤務の対象とするとともに、自主運転手当を制度化するよう関係機関に要請すること。
- (6) 動物検疫所中部空港支所として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できるよう啓発を図り、取得しやすい職場環境をつくること。また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。
- (7) 動物検疫所中部空港支所として、育児休業や育児時間を取得しやすい環境整備を図るとともに、育児休業者の代替要員を速やかに確保すること。
- (8) 動物検疫所中部空港支所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

4 人事評価について

- (1) 期首・期末面談にあたっては、評価結果が待遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。
- (2) 評価者訓練を一層徹底するとともに、評価結果の活用方法について周知徹底を図ること。

5 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための運用方針について」に基づき、動物検疫所中部空港支所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。また、カウンセリングや「試し出勤」など復職支援対策に万全を期すこと。

6 業務運営に関する事項

- (1) 業務量の増加に伴い担当職員に過度な負担とならないよう、当局はマネジメントを十分発揮すること。
- (2) 応援体制に支障が生じることのないよう、必要な出張旅費等を確保すること。
- (3) 応援体制の確立にあたっては、派遣元の通常業務に十分配慮し対応すること。
- (4) 海外検疫出張の人選にあたっては、業務運営に支障が生じないよう職員の意見を十分に踏まえ対応すること。
- (5) 海外派遣や国内検疫における健康安全対策に万全を期すこと。
- (6) 新規業務の対応にあたっては、関係機関と事前調整を十分行い、スムーズな業務運営に努めること。
- (7) 検疫探知犬導入にかかる来年度以降の運用・計画方針の策定にあたっては、職員の意見を十分に反映すること。

以上